

新公審査答申(個)第84号
令和7年12月25日

新潟市長 様

新潟市公文書公開等審査会
会長 菊池 弘之

審査請求に関する諮問について (答申)

令和6年11月25日付け、新民協第38号の13で諮問のあった件について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

新潟市長(以下「実施機関」という。)が令和6年1月18日付け新広聴第415号の3により行った不開示決定は、これを取り消し、請求対象情報を特定し直し、改めて開示不開示の決定をすべきである。

第2 審査請求の経過

1 保有個人情報の開示請求

令和5年12月28日、審査請求人は、個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)第76条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、令和5年12月18日15時15分法律無料相談を審査請求人は担当弁護士の一方的な暴言と誹謗中傷により受けられなかった、この経緯に付き広聴相談課の職員2名により聞き取り作業並びに記録をしてもらった、その記録(以下「本件情報」という。)について保有個人情報開示請求(以下「本件請求」という。)をした。

2 開示決定等の期限延長

令和6年1月10日、実施機関は、年末年始の閉庁期間及び能登半島地震への対応を理由に、令和6年1月19日まで開示決定等の期限延長を行い、審査請求人に通知した。

3 実施機関の決定

令和6年1月18日、実施機関は、本件情報の記載された記録が存在しないとして、不開示決定(以下「本件決定」という。)を行い、審査請求人に通知した。

4 審査請求

令和6年4月16日、審査請求人は、本件決定を不服として審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

5 諮問

令和6年11月25日、実施機関は、法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問した。

第3 審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書、反論書及び口頭意見陳述聴取結果記録書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。なお、審査請求人はこれ以外にも主張を行っているが、当審査会の結論を左右するものではないため取り上げない。

個人情報の記載された記録がメモとして当該課職員2名により課長補佐の命により残っている。このメモに付き当制度所管たる市政情報室長に確認したところたとえメモであろうと保有する文書に該当する法的根拠があり開示しない理由は見当たらない旨回答があった。特にメモ記録当日審査請求人が記録を残すことを課長補佐に切望の上記録を残したことから個人情報に該当することに逸脱はないとの言質も得た。

市政情報室室長の根拠によると、メモであっても共有が組織として為されたものであれば、公文書に該当し開示対象とのことだ。また、審査請求人が当日の当該職員に記録してもらいその内容は個人情報に該当するとのことである。

第4 実施機関の主張

実施機関が弁明書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

令和5年12月18日の出来事に関する記録は所有しているが、法律無料相談では相談者の身元は確認しておらず、記録にあるのは相談者が自称する氏名と電話番号のみである。真偽不明の氏名と電話番号では、当該人物の身元を特定することができないことから、記録にある情報は「個人情報」として取り扱っていない。そのため、開示をしない理由として、「個人情報の記載された記録が存在しない」とした。

法律無料相談を利用する市民からは、氏名と電話番号のみを聞き、身分確認（ママ）は行っていない。そのため、本件請求では、審査請求人と相談に来た人が同一であると特定することができないと判断した。

当課所有の記録について情報公開請求をしてもらえれば、公開の可否について検討する。

第5 審査会の判断

1 本件審査請求について

本件審査請求は、実施機関が本件情報の記載された記録が存在しないとして、不開示決定を行ったところ、審査請求人から、当日職員に記録してもらったとして、

本件決定の取消しを求めてなされたものである。以下、本件決定の妥当性について検討を行う。

2 本件決定の妥当性について

(1) 当審査会において、令和5年12月18日15時15分に法律無料相談のため来庁した相談者（以下「本件相談者」という。）に関し、本件請求があった日時点において実施機関が保有する情報の提出を求めたところ、次の文書a及びb（以下、併せて「情報記録文書」という。）の提出があった。まず、これらの文書に記録された情報が、開示請求の対象たる保有個人情報に該当するか検討する。

文書a 法律無料相談の予約受付時に、本件相談者から氏名の読み仮名及び携帯電話番号（以下「予約時情報」という。）を聞き取り記録した受付簿

文書b 本件相談者が法律無料相談利用のため来庁した際に生じたトラブルの概要及び本件相談者の主張等を記録した「弁護士相談における相談者とのトラブル事象について」と題する文書（以下「事象まとめ文書」という。）

ア 実施機関は、実施機関が保有している情報は、本件相談者が自称する氏名と電話番号のみであり、これら情報の取得時に本件相談者の身元確認をしておらず、真偽不明の氏名と電話番号では、当該人物の身元を特定することができないことから、記録にある情報は個人情報として取り扱っていないと主張する。

イ 「個人情報」の定義について、法第2条第1項柱書及び同項第1号では「生存する個人に関する情報であつて」、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（中略）により特定の個人を識別することができるもの」と定められ、「保有個人情報」については、法第60条第1項において「行政機関等の職員（中略）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているもの」で、行政文書等に記録されているものに限ると定められている。

ウ そこで当審査会において、実施機関から提出された情報記録文書を見分したところ、予約時情報の組み合わせにより特定の個人を識別できることには何ら疑いの余地はないものであり、情報記録文書に記録された個人に関する情報は、法第2条第1項に照らし個人情報に該当する。

エ また当審査会が実施機関に対し、情報記録文書の取扱いについて確認を求めたところ、組織共用文書たる行政文書等として作成し保有しているとのことである。

オ このことから、情報記録文書に記録された本件相談者に関する情報は、すべて職務上作成し、取得した個人情報であつて、実施機関の職員が組織的に利用するものとして保有していると認められるため、法第60条第1項に定める保有個人情報に該当することが明らかである。なお、当審査会が審査の過程で実施機関に対し改めて確認を求めたところ、実施機関としても保有個人情報該当

性を認める旨の回答が得られた。

(2) 次に、情報記録文書に記録された保有個人情報、開示請求の対象となる審査請求人を本人とする情報に該当するか検討する。

ア 実施機関は、本件相談者の身元確認を行っていないため、審査請求人と本件相談者が同一であると特定することができないと主張する。

イ しかし、法第76条第1項では、何人も、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求できることとしており、法における個人情報について「本人」とは、法第2条第4項に「個人情報によって識別される特定の個人をいう」と定められていることから、開示請求の対象となる個人情報を特定するに当たっては、開示請求者の個人情報によって本人性を確認すべきである。

ウ そこで、本件請求に係る開示請求書（以下「本件請求書」という。）を見分けるに、特定の個人を識別できる情報である氏名の読み仮名及び携帯電話番号について、本件請求書に記載された審査請求人の情報と実施機関が保有する予約時情報とが一致していることが確認できた。加えて、審査請求人は相談日時、相談日の出来事などといった本件相談者に関する他の個人情報を提示して請求しており、これらも情報記録文書に記録された情報と一致していることを考慮すれば、情報記録文書に記録された保有個人情報が審査請求人本人を識別することができる情報であって審査請求人を本人とするものであることに疑問を差し挟む余地は認められない。

(3) また、実施機関は、保有個人情報開示請求ではなく情報公開請求をしてもらえれば事象まとめ文書の公開の可否について検討すると主張し、少なくとも事象まとめ文書に本件情報が記録されている可能性を自ら示唆している。

(4) 以上のことから、本件情報の記載された記録が存在しないことを理由になされた本件決定は妥当性を欠くものである。

3 本件情報の特定について

(1) 審査請求人は、本件請求書では法律相談当日の経緯につき広聴相談課の職員2名により聞き取り作業並びに記録をしてもらい、その記録の開示を請求するとしており、さらに審査請求書では個人情報の記載された記録がメモとして残っている旨を主張していることから、当該聞き取りメモに記録された保有個人情報の開示を求めているとも解される。

(2) しかし、実施機関は、聞き取りメモをもとに作成した事象まとめ文書を本件情報と認識しており、また、当審査会が実施機関に対して聞き取りメモの有無について説明を求めたところ、聞き取りメモは個人的なメモにとどまり行政文書でないとの判断により、事象まとめ文書を作成した後に廃棄したとのことであった。

(3) このことについて、審査請求人と実施機関においてやり取りが行われた事実を確認できないことから、本件情報の特定が不十分な可能性がある。本件情報の特

定如何によって開示不開示の判断が変わり得ることから、実施機関は、審査請求人に対し請求内容をよく確認した上で、本件情報を特定し、決定を行うべきであると考えます。

4 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

5 付言

最後に、本件決定における実施機関の対応について付言する。

実施機関は、前述の主張に基づく認識の下、本件請求に対し保有個人情報開示請求で開示することはできず、情報公開請求であれば本件情報の公開の可否を検討できる旨、主張し、審査請求人に対しても教示している。しかし、上記1から4までで検討したように、本件請求に応じられない理由がないほか、情報公開請求によって文書が特定され公開されたとしても、特に審査請求人本人の個人情報が非公開となると考えられるため、開示請求権が制限されてしまうものである。

実施機関はさらなる個人情報保護制度の理解に努め、市民の信頼を損なうことのないよう、法令に基づき適切に対応されたい。

第6 審査会の開催経過

当審査会の開催経過の概要は、次のとおりである。

年月日	内容
令和6年11月25日	実施機関の諮問書を受理
令和7年9月22日	審査会開催（第1回）
令和7年10月21日	審査会開催（第2回）
令和7年11月25日	審査会開催（第3回）
令和7年12月23日	審査会開催（第4回）

（第3部会）

委員 菊池弘之、 委員 杵渕栄治、 委員 櫻井香子